岩国市訪問型サービスタイプ３実施要綱

　（趣旨）

第１条　この要綱は、要支援者等（介護保険法（平成９年法律第123号）第115条の45第１項第１号に規定する居宅要支援被保険者等をいう。以下同じ。）が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、介護予防又は支え合いに向けた地域づくりを推進するために実施する、岩国市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成28年４月１日制定）別表第１号に規定する訪問型サービスの項のタイプ３・住民ボランティアグループによるサービス（以下「サービス」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

　（サービス実施者）

第２条　サービスを実施する者（以下「サービス実施者」という。）として市長が認める者は、市内のボランティアグループ、団体、法人等であって、次に掲げる事項を全て遵守できるものとする。

⑴　介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントによる介護予防サービス計画に基づき、サービスを要支援者等に提供すること。

⑵　原則として、週１回以上、要支援者等の居宅を訪問し、生活援助を行うこと。

⑶　サービスの実施場所等について、岩国市ホームページ等により公表を行うことに同意すること。

⑷　サービスの従事者の清潔の保持及び健康状態の管理のために必要な対策を講ずること。

⑸　サービスの従事者又は従事者であった者がその業務上知り得たサービスの利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずること。

⑹　サービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該サービスの利用者の家族、地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずること。

　（補助金の交付）

第３条　市長は、サービス実施者がサービスの運営に関し市の補助を必要とするときは、予算の範囲内において岩国市第１号訪問事業（住民による支援）運営費補助金（以下「補助金」という。）を交付することができる。

２　補助の対象となるサービス（以下「補助対象サービス」という。）は、おおむね５人以上のグループ構成であるサービス実施者が前条第１号及び第２号に規定する事項を行うサービスとする。

３　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するサービスについては、補助対象サービスとしない。

⑴　宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とするサービス

⑵　政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反することを目的とするサービス

⑶　特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第３条に規定する公職をいう。以下この号において同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、又はこれに反することを目的とするサービス

⑷　市の委託契約に基づき実施するサービス

⑸　営利を目的としたサービス

⑹　国、山口県、本市その他公の機関による補助を受けているサービス

　（補助対象経費及び補助金の額）

第４条　補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象サービスに要する経費のうち、第６条第１項の交付決定の日以後に発生したものとし、補助基準額66,000円と市長が別に定める補助対象経費の実支出額を比較していずれか低い方の額とする。ただし、年度途中から交付決定した場合において、月の初日に交付決定したときは開始した月から起算した月割金額を補助基準額とし、月の初日以外の日に交付決定したときは開始した月の翌月から起算した月割金額を補助基準額とする。

２　前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

　（補助金の交付申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が市長に提出する書類は、次のとおりとする。

　⑴　岩国市第１号訪問事業（住民による支援）運営費補助金交付申請書（様式第１号）

　⑵　事業計画書

　⑶　収支予算書

　⑷　前３号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

　（交付決定）

第６条　市長は、前条の申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、岩国市第１号訪問事業（住民による支援）運営費補助金交付決定通知書（様式第２号）により申請者に通知するものとする。

２　市長は、前項の決定に際して必要な条件を付すことができる。

３　市長は、補助金を交付しないことを決定したときは、岩国市第１号訪問事業（住民による支援）運営費補助金不交付決定通知書（様式第３号）により申請者に通知するものとする。

　（事業計画の変更）

第７条　補助金の交付決定を受けた補助対象サービス（以下「補助サービス」という。）の内容を変更しようとするときに必要な書類は次のとおりとする。

　⑴　岩国市第１号訪問事業（住民による支援）計画変更申請書（様式第４号）

　⑵　事業変更計画書

　⑶　変更収支予算書

　⑷　前３号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

２　市長は、前項の申請があった場合において、その内容を審査し、変更の内容が適当であると認めたときは、これを承認し、岩国市第１号訪問事業（住民による支援）計画変更承認書（様式第５号）により申請者に通知するものとする。

　（廃止等の届出）

第８条　補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が補助サービスを廃止し、又は休止しようとするときに使用する書類は、岩国市第１号訪問事業（住民による支援）廃止（休止）届出書（様式第６号）とする。

　（実績報告）

第９条　補助金の実績報告に必要な書類は次のとおりとする。

　⑴　岩国市第１号訪問事業（住民による支援）運営費補助金実績報告書（様式第７号）

　⑵　事業実績書

　⑶　収支決算書

　⑷　前３号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

　（補助金の額の確定）

第10条　市長は、前条の実績報告書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、適当であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、岩国市第１号訪問事業（住民による支援）運営費補助金確定通知書（様式第８号）により補助事業者に通知するものとする。

　（その他）

第11条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

　　　附　則

　この要綱は、平成28年４月１日から施行する。

　　　附　則

　この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

　　　附　則

　この要綱は、令和５年４月１日から施行する。